

山辺町告示第70号

森林経営管理法（平成30年法律第35号）第4条第1項の規定に基づき、経営管理権集積計画を定めたので、同法7条第1項の規定により公告する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所にて縦覧に供する。

令和5年4月28日

山辺町長 安達 春彦

記

1 経営管理権集積計画の対象森林

No.	所在	林班	森林面積 (ha)	森林所有者数(人)	経営管理権 の存続期間	備考
1	山辺町 築沢地区 畑谷地区	33林班 イ～ホ小班	8.75	18	8年 2031.3.31	整理番号 集R4-1 ～集R4-18

2 縦覧場所

山辺町産業課（山辺町庁舎1階）

山辺町ホームページ（リンク先 <http://town.yamanobe.yamagata.jp>）

3 権利の設定

本公告により、対象森林の経営管理権が山辺町に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。